

一般社団法人 日本総合歯科学会 認定医制度規則

2020年10月30日制定

第1章 総則

第1条 本制度は、総合歯科に必要な包括的知識、専門的技量および倫理観を有する優れた歯科医師を認定し、社会への啓発や情報提供をもって包括的な総合歯科診療の向上を図り国民の福祉に貢献することを目的とする。この目的を達成するために、一般社団法人日本総合歯科学会は認定医制度を設け、それに必要な事業を行う。

第2条 本学会認定医（認定総合歯科医、Certified General Dentist）は、一口腔単位の総合診療を理解し、その診療において適正な歯科医療、全人的医療ならびに全身管理を実践できるとともに、在宅歯科診療や地域に密着した歯科医療や先進医療を通じ、チーム医療ならびに福祉との連携を、コミュニケーションを保ち過不足なく遂行する能力を備える歯科医師であることを要する。

第2章 認定医等の審査機関

第3条 前条の目的を達成するために必要な認定医および指導医の資格認定、ならびに認定医養成施設の認定審査業務は、認定制度委員会および同委員会に設置された次の小委員会にて行う。

- 1) 認定医審査小委員会
- 2) 研修施設審査小委員会

第3章 認定医

第4条 認定医は、次の各号をすべて満たし、かつ、認定制度委員会の議を経て理事会で認定された者とする。

- 1) 日本国歯科医師の免許を有すること。
- 2) 認定医申請時において、5年以上の臨床経験と3年以上の連続した本学会の会員歴を有すること。
- 3) 第7条の認定研修の各号に掲げる研修内容を満たすこと。
- 4) 認定医試験に合格すること。

第4章 指導医

第5条 認定医の資格取得を目指す歯科医師を指導するため、指導医を置く。

- 2 指導医は、次の各号をすべて満たし、かつ、認定制度委員会の議を経て理事会で認定された者とする。
 - 1) 認定医であること。
 - 2) 指導医申請時において10年以上本会の会員歴を有すること。
 - 3) 歯科臨床に10年以上従事していること。

第5章 認定研修施設

第6条 認定医を養成する機関として、認定研修施設を置く。

- 2 認定研修施設は、次の各号をすべて満たし、かつ、認定制度委員会の議を経て理事会で認定された機関とする。
 - 1) 開設して5年以上経過していること。
 - 2) 指導医が1名以上常勤していること。
 - 3) 研修の実施に必要な設備、図書および人員を有していること。
 - 4) 教育・研修が定期的に行われていること。

第6章 認定研修

第7条 認定研修は、包括的歯科診療領域における診断と治療のための医療技能を修得するとともに、地域の歯科医師又は医師との連携できる能力を養成することを目的とする。

第8条 認定研修は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- 1) 認定研修施設において5年以上診療および研究に従事すること又はこれと同等以上の経歴を有すると認められること。
- 2) 本会学術大会に出席すること。
- 3) 総合歯科学に関連する発表を行うこと。
- 4) 包括的歯科診療の疾患の診断および治療を行うこと。
- 5) 2)、3)および4)については研修単位で表し、認定に必要な研修単位は、20単位とする。

2 前項第5号の研修単位の細目は、別に定める。

第9条 認定医試験は、次のとおりとする。

- 1) 筆記試験および口頭試験を行う。
- 2) 筆記試験は学術大会開催時に実施する。
- 3) 筆記試験に一度合格すれば、認定医資格登録まで有効とする。
- 4) 口頭試験は学術大会での認定医症例報告時に実施する。

第7章 認定申請および資格登録申請

第10条 認定医、指導医および認定研修施設の認定を申請しようとする者は、別に定める申請書類に認定申請料を添えて本会に提出しなければならない。

第11条 認定制度委員会において審査に合格した者は、合格の日から起算して1年以内登録料を添えて資格登録申請を行わなければならない。

- 2 本会は、前項の申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに学会機関誌、ホームページおよび本会総会において報告する。

第8章 資格の更新

第12条 認定医および認定研修施設は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第13条 認定医の資格の更新に当っては、認定期間5年の間に別に定める研修を必要とする。

第14条 指導医の資格は、認定医の資格を更新することによって更新される。

第9章 資格の喪失

第15条 認定医および指導医は、次の各号の一に該当するとき、認定制度委員会の議を経て、その資格を失う。

- 1) 認定医を辞退したとき。
- 2) 認定医の更新を受けないとき。
- 3) 会員としての資格を喪失したとき。
- 4) 日本国歯科医師免許を喪失したとき。

第 16 条 認定研修施設は次の各号の一に該当するとき、認定制度委員会の議を経て、その資格を失う。

- 1) 認定研修施設を辞退したとき。
- 2) 指定の必要条件を欠いたとき。
- 3) 指定の更新を受けないとき。

第 17 条 認定医、指導医又は認定研修施設の資格を喪失した場合であっても、喪失の事由が消滅したときは、再び認定医、指導医又は認定研修施設の資格を申請することができるものとする。

第 10 章 補則

第 18 条 認定制度委員会の決定に関し異議のある者は、理事長に文章にて申し立てることができる。

第 19 条 この規則の改廃は、認定制度委員会での協議の上、理事会および社員総会の承認を得なければならない。

第 20 条 この規則の施行についての細則は、認定制度委員会での協議の上、理事会の議決を経て別に定める。